平成２１年（フ）第９３７号
兵庫県姫路市飾磨区玉地１丁目100番地　プレステージ飾磨駅前
債務者　内冨まゆみ
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第９４１号
兵庫県姫路市保城345番地１　スターライト保城202号室
債務者　古川　欽一
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第９６３号
兵庫県姫路市網干区浜田427番地
債務者　角倉　史健
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第１６３号
島根県出雲市美野町504　グループホーム伊野本陣、住民票上の住所島根県出雲市三津町94番地２
債務者　滿田　保信
1　決定年月日時　平成22年１月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで　松江地方裁判所出雲支部

平成２１年（フ）第２０３号
岡山県岡山市北区牟佐765、住民票上の住所岡山県真庭市久世2480番地
債務者　古谷　浩賞
1　決定年月日時　平成22年１月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで　岡山地方裁判所津山支部

平成２１年（フ）第１２５７号
広島市佐伯区五日市２丁目６番26―402号
債務者　宮田　孝實
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１２５８号
広島市佐伯区五日市２丁目６番26―402号
債務者　宮田美代子（旧姓谷本）
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１８３号
広島市南区翠２丁目６番20―202号
債務者　出合　恵子（旧姓櫻川）
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１９３号
広島市安佐北区口田南４丁目27番１号
債務者　上國　隆朗
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１２号
広島県三原市円一町４丁目２番34―302号
債務者　鎌倉由紀恵
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで　広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第２１２号
香川県丸亀市飯山町東坂元3348番地８
債務者　寺岡　隆幸
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで　高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第２１３号
香川県丸亀市飯山町東坂元3348番地８
債務者　寺岡由紀子
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで　高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第７４３号
愛媛県松山市辻町11番23号　アーバン栗林202号
債務者　阿部　正德
1　決定年月日時　平成22年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで　松山地方裁判所

平成２１年（フ）第７４４号
愛媛県松山市辻町11番23号　アーバン栗林202号
債務者　阿部　朋子
1　決定年月日時　平成22年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで　松山地方裁判所

平成２１年（フ）第７８９号
愛媛県東温市松瀬川甲592番地54
債務者　三好香穂里
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで　松山地方裁判所

平成２１年（フ）第８１８号
愛媛県松山市和泉南４丁目１番８号　和泉タウンⅡ　201号
債務者　宮田　純子
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで　松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１０号
愛媛県松山市北斎院町517番地５
債務者　村上　定幸
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで　松山地方裁判所

平成２１年（フ）第９９６号
高知市高須１丁目10番25―402号
債務者　森田　英二
1　決定年月日時　平成22年１月22日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで　高知地方裁判所破産係